

草加市教育委員会会議録

平成 2 8 年第 6 回定例会

平成 28 年草加市教育委員会第 6 回定例会

平成 28 年 6 月 15 日（水）午後 1 時 30 分から

草加市役所本庁舎西棟教育委員会会議室（4 階）

○議 題

第 33 号議案	草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
第 34 号議案	草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
第 35 号議案	草加市いじめ問題調査対策委員会委員の委嘱について
第 36 号議案	県費負担教職員の人事に関する内申について
第 25 号報告	県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
第 26 号報告	草加市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進 に関する対応要領の制定について
第 27 号報告	平成 28 年草加市議会 6 月定例会に係る報告について

○出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎
委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

○説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長	三 浦 伸 治
教育総務部副部長	青 木 裕
総務企画課長	伊 藤 寿 夫
学 務 課 長	関 根 秀 一
指 導 課 長	中 村 常 雄

○事務局

書 記 飯 野 光 政
山 岸 亮

○傍聴人 1 人

午後 1 時 3 0 分 開会

◎開会の宣言

○高木宏幸教育長 ただ今から、平成 2 8 年教育委員会第 6 回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○高木宏幸教育長 事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

———— 前回会議録の朗読 ————

○高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○高木宏幸教育長 以上で前回会議録の承認を終了します。

◎議案審議

○高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件を含めまして、議案が 4 件、報告が 3 件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

◎第 3 6 号議案 県費負担教職員の人事に関する内申について

○高木宏幸教育長 通常では議案番号順に審議するところでございますが、本日追加提出しました第 3 6 号議案につきましては、人事に関わる事柄でございますので、秘密会で行うとともに、順番を先に入れかえ、会議冒頭で審議してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 それでは、第 3 6 号議案につきましては、初めに審議することとし、秘密

会とさせていただきます。説明の方のみお残りいただき、傍聴の方並びに説明者以外は、ご退席をお願いいたします。

_____ 執行部退席 _____

(秘 密 会)

_____ 執行部着席 _____

○高木宏幸教育長 審議を再開いたします。審議結果について報告させていただきます。

第36号議案につきましては、審議の結果、可決となりました。

◎第33号議案 草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第33号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、第33号議案についてご説明申し上げます。草加市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてでございます。

本議案は草加市立小中学校通学区域審議会委員の任期が平成28年7月22日をもって満了することに伴い、草加市立小中学校通学区域審議会条例第3条の規定により委員を委嘱するものでございます。

委嘱委員につきましては、草加市立小中学校通学区域審議会委員委嘱者名簿のとおりでございます。選出区分は保護者の代表者から5人、地域の代表者から3人、学校長2人、知識経験者3人、公募2人の計15人を委嘱するものでございます。

今回、公募の方は、67歳の男性、駐輪業をなさっている方です。もう一人の方は、65歳女性で、八幡小の交通指導員の方でございます。

第33号議案参考資料には、選出団体、通算在任期間、重複の有無を記載しております。

以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 最後にお話が合った公募について、もう少し情報をいただければと思います。今回、応募してきたのは2人だったのか、他に応募者がいて、その中から2人が選ばれたのか。それから、2人にしても、何人か選ぶにしても、どんな形でこの2人が選ば

れたのか、何か小作文でも書いたのか、その辺のところで、この公募に係る情報について教えていただければと思います。

○説明員 公募は、今回2人の応募でございました。2人の方の参考資料として、A4の用紙1枚に、どういうことでここに応募したのか、また、何をやりたいのかというのを文章表現していただきまして、それを参考資料の一つとして選出させていただきました。

○村田悦一教育長職務代理者 もう1点。参考資料の名簿で、選出区分が知識経験者で、選出団体が大学教授等の専門家となっている方々についてです。以前は、たしか獨協大学の教授の方がこの知識経験者3人の中に入っていたと思うのですが、今回は、獨協大学に依頼をしてお断りされたのか、あるいは、もう獨協大学とのそういう連携はなくなっているのか。草加に大学がありますし、ぜひ、そういう方に知識経験者として入っていただくのもいいかと思います。

今回は、お二人が元校長先生、お一人は草加市PTA連合会の方なのかなと思いますが、そこに大学の方等が入れば、この3人のバランスもよくなるのかなと思うのですが、情報をいただければと思います。

○説明員 いつも3人の選出をいただいているところですけども、今回、知識経験者2人の方は、引き続きでお願いをいたしました。

こちらの意図として、もう1人の方は知識経験者で女性の方をぜひ入れていきたいという希望がございます。名簿の中でも女性の人数が少ないという意見もございますので、ぜひここは女性の方で経験、知識とも豊富な方ということで入れさせていただきました。

大学には、今回推薦はお願いしておりません。以上でございます。

○村田悦一教育長職務代理者 私が知っている範囲では、女性の方が大学からたまたま来ていたと思うので、女性の方のご推薦をお願いすることもできるのかなという気もします。女性枠も大事ですけども、地域の大学との今までのそういった繋がりもありますし、そのところも大事なのかなと思います。

草加市町会連合会は全部男性、草加市PTA連合会は女性が入っています。校長会も男性2人ですね。男女いずれかに偏らないようにしていけば、全体のバランスが崩れてしまうことはないのかなという感想を持ちました。

○説明員 ありがとうございます。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第33号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第３３号議案については、可決いたします。

◎第３４号議案 草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第３４号議案につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 それでは、第３４号議案についてご説明申し上げます。草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてでございます。

本議案は、草加市いじめ問題対策連絡協議会委員の任期が平成２８年７月３１日をもって満了することに伴い、草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例第３条の規定により、委員を委嘱及び任命するものでございます。

委嘱及び任命する者は、この名簿に記載されております１６人でございます。

選出区分は、児童相談所の職員１人、埼玉県警察の警察官１人、保護者の代表２人、市立小中学校長の代表者２人、教育委員会が必要と認める者６人、市職員から４人でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 細かいところになりますが、今回、第３３号議案から第３５号議案まで、条例に基づいての委員の委嘱等についてですが、第３４号議案だけは提案理由の中で委嘱及び任命という扱いをしていて、委嘱だけでなく任命というのがあります。おそらくは市職員に対しては任命になるのかなと思うのですが、そうすると、議案書７ページの表題が、委員委嘱者名簿とあるので、委嘱者とだけあると、整合性が少しとれていないのかなというところがあります。

最初は、何でここだけ任命なのかなという疑問を持ったのですが、細かいところで、もし私の考えが違っていたら補足していただければと思います。

○説明員 委嘱と任命という言葉でございますけれども、委員さんのおっしゃるとおり、市の職員につきましては任命となります。ほかの団体の代表者等につきましては、委嘱となります。

委嘱と任命につきましては、ある地位または職につけることという意味合いを持っております。条例の中の第３条の規定で「委嘱し、又は任命する。」とありますので、使い分けている次第でございます。以上です。

○村田悦一教育長職務代理者 では、また細かいところですが、この市の職員４人には委嘱書

が出るのですか、任命書が出るのですか。

○説明員 市の職員につきましては、辞令書が出ます。

○村田悦一教育長職務代理者 分かりました。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第３４号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第３４号議案については、可決いたします。

◎第３５号議案 草加市いじめ問題調査対策委員会委員の委嘱について

○高木宏幸教育長 次に、第３５号議案につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 それでは、第３５号議案についてご説明申し上げます。草加市いじめ問題調査対策委員会委員の委嘱についてでございます。

本議案は、草加市いじめ問題調査対策委員会委員の任期が平成２８年８月３１日をもって満了することに伴い、草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例第１２条の規定により、委員を委嘱するものでございます。

委嘱者につきましては、委嘱者名簿に記載されている４人でございます。

選出区分につきましては、４人とも、教育、法律、心理等についての専門的知識および経験を有する者でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○宇田川久美子委員 草加市いじめ問題対策連絡協議会と草加市いじめ問題調査対策委員会の、この２つの違いを教えてください。

○説明員 草加市いじめ問題対策連絡協議会でございますが、これにつきましては、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的に、関係行政機関の職員や児童生徒の保護者、市職員など２０人以内の委員で組織しております。定例会を開催する中で、いじめ問題の現状把握や分析に関すること、それから、いじめ問題に関する施策の推進に関する情報交換を行います。

次に、草加市いじめ問題調査対策委員会ですが、これは教育委員会の附属機関として、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等に係る対策や重大事態に係る事実関係の調査を行うこと

を目的に設置しております。以上でございます。

○高木宏幸教育長 お手元の参考資料に、草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例がありまして、それぞれの組織の所掌事項も書いてありますので、参考にしていただければと思います。

○宇田川久美子委員 この2つは、連携して行っているのですか。独立しているものですか。

○説明員 基本的には、草加市いじめ問題対策連絡協議会で出た情報等を草加市いじめ問題調査対策委員会で報告し、いろいろな施策等を考えていただくものでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 参考資料で、目次の1章、第1条から第9条が草加市いじめ問題対策連絡協議会、第2章、第10条から第18条が草加市いじめ問題調査対策委員会、第3章、第19条から第21条が草加市いじめ問題再調査委員会、となっておりますね。例えば、第19条で草加市いじめ問題再調査委員会を設置するとなっておりますが、再調査をするときの委員というのは、そのときに選ぶのですか。それとも、調査対策委員会委員が、再調査をするのでしょうか。

○高木宏幸教育長 三浦教育総務部副部長。

○説明員 草加市いじめ問題再調査委員会は、所掌が人権共生課になります。そこで、市長のもとに、改めて調査が必要であるということであれば、その時点で調査委員を選任し、委嘱をし、調査に当たっていくという形になっております。以上でございます。

○小澤尚久委員 草加市いじめ問題調査対策委員会委員の選出区分については、条例の第12条にありますが、教育、法律、心理等についての専門的知識及び経験を有する者ということで、どれかに偏るということはもちろんなく選んでくださっていると思うのですが、この4人の方の選出の詳細について、口頭でもいいのでご説明いただければと思います。1番目と2番目の方が主に教育関係ということですね。

○高木宏幸教育長 そうですね。1番の野村先生は、法科大学院の教育者でもあるし、弁護士の資格も持っていらっしゃいます。それから、2番の豊泉先生は文教大学教育学部の先生、3番の山越先生は弁護士会の弁護士さん、4番の岡村先生は臨床心理士ということで、それぞれの専門家でございます。

○小澤尚久委員 分かりました。今後も何か再任の際などには、付け加えていただけると分かりやすいと思います。よろしくお願いします。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第35号議案につきましては、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第35号議案については、可決いたします。

◎第25号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○高木宏幸教育長 次に教育長に対する事務委任規則第2条第3項の規定に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

それでは、第25号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、第25号報告、県費負担教職員の専決人事を報告させていただきます。

平成28年5月の県費負担教職員の人事につきましてご報告いたします。

育児休業が中学校教諭2件でございました。取得した職員は女性でございます。

続きまして、発令についてでございます。中学校産休代員が1件、中学校育休代員が2件、小学校病休代員が1件でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○村田悦一教育長職務代理者 平成28年度も4月、5月、6月と来ているわけですが、病休代員というのはここに出てきますが、病休者というのは、休職にならないと、多分、ここに出てこないと思います。

病休代員が1件だから、今、市内には病休者が1人ではないと思います。病休者が何人かいて、代員もついていない、手当てのできていない学校もあるかと思うのですが、今の病休者の状況と、もう一つは、病休をとっていても代員がついていないような、少人数指導で配置した先生がその担任をやるとか、色々と学校では苦勞されていると思うのですが、そういった状況についてお話しいただければと思います。

○説明員 今回、1件の病休の方は内臓疾患ということでお休みいただいているところです。

現在、お休みいただいているので、代員を充てています。

○村田悦一教育長職務代理者 年度当初で病休がいつもより増えているとか、あるいは、代員が配置できていないとか、改めてその辺の状況があるのかないのか。全体的に、32校の小中学校はいかがでしょうか。

○説明員 病休につきましては、例年と変わらないところです。

○高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第25号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○高木宏幸教育長 異議がないようですので、第25号報告については、承認いたします。

◎第26号報告 草加市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定について

○高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

それでは、第26号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 こちらにつきましては、草加市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の制定について報告させていただくものでございます。

第1条でございますが、この要領は、障害者差別解消法第10条と、その法律に関する基本方針に則して定めたものでございます。本日お配りしております「障害者差別解消法が制定されました」というリーフレットをご覧ください。

概要のところをご覧くださいと思います。この概要の①と③が教育委員会に関わることでございます。

①に関しましては、地方公共団体等による障害を理由とする差別を禁止すること、③につきましては、行政機関等ごとに障害を理由とする差別の具体的な内容等を示す対応要領を作成することが法律で定められております。こちらがこの法律の概要ということになります。

また、この差別解消法が制定された趣旨でございますが、障害者への差別の禁止、尊厳と権利を保つことを目的として、平成18年に国連総会で採択されました障害者権利条約を、平成26年に日本が批准し、この条約と障害者基本法第4条に規定されました差別禁止を具体化するため、障害者差別解消法が平成28年4月1日から施行されました。これに伴いまして、教育委員会でも適切な対応を行うため、対応要領を定めたものでございます。

先ほど申し上げました概要①の、障害を理由とする差別についてでございますが、具体的には、この挿絵をご覧くださいと思います。

左側の2つの挿絵は、対応要領の第2条にあります不当な差別的取扱いを受けている事例について示しているものでございます。

障害があることによって、車椅子での入店や利用、サービスの提供を拒否される場合、もしくは、サービスを受ける順序が後回しにされる場合などの事例について示しているものでござ

います。こういったものが障害を理由とする不当な差別的取り扱いの事例でございます。

また、右側の2つの挿絵は、対応要領の第3条にあります合理的配慮を求める事例でございます。障害者から何らかの配慮を求める意思表示があった場合、例えば、聴覚に障害のある方への筆談での説明、視覚に障害がある方に対しては読み上げて情報を提供するという配慮を行うような事例です。

先ほど、概要③で申し上げました行政機関ごとということですが、対応要領につきましては、この教育委員会、もしくは議会事務局など、任命権者が異なる場合の組織につきましては、市長部局とは別にそれぞれ対応要領を定める必要がございます。

また、この要領は第1条にありますように、対象者は教育委員会の正規職員、非常勤職員、臨時職員を含む全ての職員となります。

続いて、第6条でございますが、職員が障害者に対して不当な差別的行為を行う場合の担当窓口について記載させていただいているものでございます。

市費負担職員が対応した場合には、総務企画課、県費負担職員が対応した場合には学務課でそれぞれ、相談体制の整備をさせていただくものでございます。

また、実際に相談がありました場合には、学校現場を含めまして、対応すべき職員、教職員をあらかじめ限定するものではなく、相談を受けた教職員が相談者の立場に立って、対応させていただくものとなります。説明は、以上でございます。

○高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久委員 こちらが施行される前に、何か教育委員会に、障害を理由に差別的な何か困ったこと、事案が耳に入っているかどうかということと、こちらが施行されることによって、何か予算的な措置や部署の事業の増減等、そういう所掌事務に何か変化があったら教えていただきたいと思います。

○説明員 差別の事例につきましては、私の着任からの2か月間の中では、特に具体的な報告等は上がっておりません。

また、予算につきましては、市長部局の、障がい福祉課で啓発活動を行っている関係がありますので、こういった資料作成、もしくは研修会等の派遣等でより理解を深めるような場として予算を充てておりますので、草加市全体では、こういった法律の施行と対応要領の作成に伴いまして、予算計上をさせていただいて、事業を実施しているところでございます。

○村田悦一教育長職務代理者 私も今日、この報告をいただいて、どういう想定なのかなと思

っております。今日、いただいた資料で、障害を理由とする差別とはという絵がここに4つあるのですが、これが学校であればどういうことなのかなと考えます。

学校なら、例えば、保護者の方が車椅子で行ったら、職員室に入れなかったというようなことなのか、あるいは階段が上れないというようなことなのか、学校の場合はどのようなことを想定されているのでしょうか。

それから、もう一つ、最後に説明のありました第6条の中で、草加市立小学校及び中学校においては適宜対応するとあって、特に定めがなく、全職員で対応ということですが、これは、原則として、理想なのでしょうけれども、もし何かのときに、そこまで一人ひとりの教職員がこの内容を理解して対応ができるのでしょうか。例えば、職員室とか入口の玄関には筆談とか、いつも人がいる必要がある等が考えられますが、いかがでしょうか。

あとは、子どもの障害ということも当然出てくると思うのですが、それについても、お話しいただければと思います。

○説明員 例えばですが、市の職員で行っている事例の中で、名札の漢字の上にひらがなで読み仮名を付けまして、多くの方が読みやすいように工夫をするということがございます。こういった点も合理的配慮の部分につながってくるのかなと思いますので、そういった事例であれば、学校内でも取り組める可能性があると思います。

また、ハード面での障害の除去につきましては、例えば、昇降機等が設置されているような学校は、ハード面でも対応できていると思うのですが、学校によっては、難しい部分もあると思いますので、合理的配慮の中で、いかにその障害を取り除いていくかが課題であると考えています。現状ではそのように認識させていただいております。

それから、職員の対応につきまして、確かにおっしゃっていただいたとおりで、理想的な部分での説明になってしまいましたが、現実には他の事案も含めまして、教頭先生もしくは主幹教諭の先生方に様々な問題が生じた場合に、ご相談等させていただいておりますので、核となる課題については教頭先生もしくは主幹教諭の先生を想定しながらやりとりをさせていただけたらと思います。以上でございます。

◎第27号報告 平成28年草加市議会6月定例会に係る報告について

○高木宏幸教育長 それでは、続きまして、本日追加提出をいたしました第27号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

○説明員 平成28年6月2日に開会されました市議会6月定例会における上程議案、報告な

どの件数等をこの報告の中でお伝えさせていただくものでございます。

会期につきましては、6月2日から6月14日までの13日間、提出された議案につきましては9件、教育委員会に係る議案はなく、全ての議案について原案通り可決、承認されたものでございます。

次に一般質問でございますが、14人の議員の方から通告がございまして、うち、教育委員会関連は9人の議員から質問がございました。その項目についてご説明を申し上げます。

まず、日本共産党の佐藤議員からは、コミュニティ関連施設につきまして、公民館の役割に関する1項目の質問が行われております。

次に、日本共産党の藤家議員からは、1つ目としまして、障害者差別解消法について、2つ目としまして、大規模小学校への対策について、3つ目としまして、教員体制についての3項目の質問が行われております。

3人目の草加新政議員団の井手議員からは、スクールソーシャルワーカーに関わる1項目についての質問が行われております。

4人目の公明党の広田議員からは、1つ目としまして、子ども・子育て支援について、2つ目としまして、小中学校のトイレ大規模改修工事についての2項目に関して質問が行われております。

5人目の日本共産党の斉藤議員からは、貧困対策について、教育委員会に関わることで、子どもの貧困について1項目の質問が行われております。

6人目の、同じく日本共産党の後藤議員からは、草加っ子を育む教育についてとしまして、ICT導入などについて、また、2つ目の項目としまして、自殺対策に関する小中学校の取り組みについて、以上の2項目について質問が行われております。

7人目の公明党の西沢議員からは、文化・芸術の振興についてとしまして、公民館の楽器等の配置状況に関する1項目について質問が行われております。

8人目の草加新政議員団の白石議員からは、1つ目に学校敷地内の管理について、これは雑草等の除去や防虫に対する対策、2つ目に小中学校のあり方についてとしまして、小中一貫教育に関する取り組みの2項目について質問が行われております。

9人目の自由市民クラブの田中議員からは、グローバル人材の育成としまして、小中学校における外国語活動に関わる1項目の質問が行われております。

要望としまして平野議員さんから、公共施設等の総合管理計画についてとしまして、学校の建替計画を早く策定、発表してほしいとの要望でございます。以上でございます。

○高木宏幸教育長　続きまして、その他の報告がございましたらお願いいたします。

○教育総務部長　特にございません。

○高木宏幸教育長　その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

○教育総務部長　それでは、次回の教育委員会の日程でございますが、平成２８年第７回定例会につきましては、７月２８日木曜日、午後１時３０分から開催させていただきたいと存じます。

なお、会場でございますが、来月半ばから西棟の空調設備の工事が入りまして、約半年間、教育委員会事務局、またこの会議室も一時移転となります。

教育委員会事務局は、本庁舎１階の北側になりますが、教育委員会で管理をいたします会議室は、３階の議場の後ろ、今までは議員控え室でございましたが、そちらが半年間、教育委員会会議室ということになります。次回の第７回定例会は、そちらを会場に開催をさせていただきたいと存じます。ご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣言

○高木宏幸教育長　それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後２時３５分　閉会